

亀山市告示第62号

亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 3 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 3 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市自治会集会施設及び自主防災施設の敷地内の整備に対する原材料支給要綱の一部改正)

第2条 亀山市自治会集会施設及び自主防災施設の敷地内の整備に対する原材料支給要綱（平成17年亀山市告示第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効)	附 則 (失効)

3 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	3 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
---	--

(亀山市自主防災組織に対する防災資機材支給要綱の一部改正)

第3条 亀山市自主防災組織に対する防災資機材支給要綱（平成17年亀山市告示第149号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>3 この告示は、<u>令和12年3月31</u> <u>日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>3 この告示は、<u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。